

全国の水源地域保全条例

H26.4月現在

	道県	条例の名称	地域指定	事前届出	施行日
1	北海道	北海道水資源の保全に関する条例	水資源保全地域 ・公共の用に供する水源に係る取水地点及びその周辺の区域であって、当該区域における土地の所有又は利用の状況を勘案して水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域	契約の3ヶ月前まで	H24.4.1
2	埼玉県	埼玉県水源地域保全条例	水源地域 ・山間部の地域にあつて、水源の涵養の機能を有する森林の存するもの	契約の30日前まで	H24.4.1
3	群馬県	群馬県水源地域保全条例	水源地域 ・森林の水資源涵養機能の維持・増進に資するため、森林を整備・保全する必要がある地域	契約の30日前まで	H24.6.26
4	茨城県	茨城県水源地域保全条例	水源地域 ・森林の有する水源涵養機能の維持及び増進に資するため、森林を整備し、保全する必要性が高い地域	契約の30日前まで	H24.10.3
5	山梨県	山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例	水源地域 ・森林の存する地域のうち、水源涵養機能の維持及び増進を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認められる地域	契約の30日前まで	H24.12.24
6	長野県	長野県豊かな水資源の保全に関する条例	水資源保全地域 ・水源地域のうち、その土地の所有及び利用の状況を勘案して水資源の保全のため必要があると認められる区域	契約の3ヶ月前まで	H25.3.25
7	石川県	水資源の供給源としての森林の保全に関する条例	水資源の共有源としての森林 ・地域森林計画の対象になっている民有林	契約の30日前まで	H25.4.1
8	山形県	山形県水資源保全条例	水資源保全地域 ・公共の用に供される水に係る取水地点及びその周辺の区域であつて、水資源を保全するため適正な土地利用を図る必要がある地域	契約の2ヶ月前まで	H25.4.1
9	富山県	富山県水源地域保全条例	水源地域 ・水資源の保全のために適正な土地利用を確保することが必要な地域	契約の6週間前まで	H25.4.1
10	岐阜県	岐阜県水源地域保全条例	水源地域 ・公共の用に供する水源に係る取水地点及びその周辺の区域であつて、当該区域における土地の所有又は利用の状況を勘案して水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域	契約の30日前まで	H25.4.1
11	福井県	福井県水資源涵養地域保全条例	水源涵養地域 ・森林の有する水源涵養機能の維持および増進に資するため、森林を整備し、および保全する必要がある地域	契約の30日前まで	H25.4.1
12	新潟県	新潟県水源地域の保全に関する条例	水源地域 ・森林法の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている民有林のうち、水源涵養機能の維持増進を図ることが必要な地域	契約の30日前まで	H25.12.27
13	宮崎県	宮崎県水源地域保全条例	水源涵養地域 ・森林の存する地域のうち、水源涵養機能の維持を図るため、適正な土地の用を確保する必要がある地域	契約の6週間前まで	H26.3.17
14	徳島県	徳島県豊かな森林を守る条例	森林管理重点地域 ・森林の有する水資源及び県土の保全機能維持増進を図るために必要な地域 (第1種～3種)	契約の90日前まで	H26.4.1
15	秋田県	秋田県水源森林地域の保全に関する条例	水源森林地域 ・水源の涵養の機能の維持増進を図るため保全する必要がある森林の存する地域	契約の30日前まで	H26.4.1